

東京都と大学との基本協定書（案）

大学研究者による事業提案制度により採択された事業（以下「提案事業」という。）に係る基本的な事項について、東京都（以下「甲」という。）と大学（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（提案事業の内容）

第1条 提案事業とは、連携事業、研究調査及び連携調整をいう。

- （1）連携事業とは、研究成果や研究課題等を活かし、甲が乙と連携して実施する、行政課題の解決のための事業をいう。
- （2）研究調査とは、乙が実施する、連携事業の実施に必要となる応用研究、実証実験、フィールド調査等をいう。
- （3）連携調整とは、連携事業の実施期間における、乙が甲との連携調整のために必要となる体制等をいう。

（提案事業の実施期間）

第2条 提案事業の実施期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（研究代表者）

第3条 乙は、提案事業の実施に際し、（職名）（氏名）を研究代表者として選任するものとする。

2 研究代表者は、提案事業の実施に際して、甲との連絡調整や事業の進捗管理、現場での執行管理の責任を負うものとする。

（提案事業の実施）

第4条 甲及び乙は、提案事業の実施に向けて、それぞれが誠実に対応するものとし、最善の努力をする。

2 乙は、提案事業を実施する上で、調査・研究に要する経費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するものとする。

（役割分担）

第5条 甲と乙の役割分担は次のとおりとし、その役割について甲と乙が責任を持ち、協力して提案事業の実施に取り組むこととする。

（1）甲の役割

- ア 乙と連携し、連携事業を実施すること。
- イ 乙が実施する調査・研究に要する経費の支援を行うこと。

ウ 研究・調査や連携事業の実施に当たって、必要な都市施設の活用及び関係機関との調整を図ること。

エ その他提案事業の円滑な実施に向けて甲が必要と認めることを行うこと。

(2) 乙の役割

ア 連携事業の実施に向けて必要となる調査・研究を行うこと。

イ 連携事業の実施に当たって、甲に助言を行うなど、必要な支援を行うこと。

ウ その他提案事業の円滑な実施に向けて甲が必要と認めることを行うこと。

(費用負担)

第6条 提案事業の実施に要する費用の各年度負担は、別途定めるものとする。

2 前項の各年度負担の交付その他詳細については、大学研究者による事業提案制度負担金交付要綱（以下「交付要綱」という。）その他関係法令等の規定に基づき、処理するものとする。

(個人情報の取扱い)

第7条 乙は、提案事業の実施にあたり取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他所要の規定を遵守しなければならない。

(情報公開)

第8条 提案事業に関連し、甲が作成する資料及び乙が甲に対して提出する資料は、公文書として取り扱い、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号）に基づき、原則として公開の対象とする。

(提案事業の公表)

第9条 甲又は乙は、提案事業の内容及びその成果を公表できるものとする。ただし、公表する場合は、提案事業の結果得られたものであることを明示するものとする。

2 甲及び乙は、提案事業の内容等を公表するときは、公表に先立ち、相手方と協議することとする。

(知的財産等の権利の帰属)

第10条 提案事業の過程において得られた知的財産等の権利（以下「知的財産権」という。）は、原則として乙又は研究代表者に帰属するものとする。ただし、甲は、その権利等が無償で使用するができることとする。

(知的財産権の移転等)

第11条 乙又は研究代表者は、知的財産権を第三者に移転しようとするときは、予め甲の承認を受けるものとする。

2 乙又は研究代表者は、知的財産権の出願又は申請を行ったときは、甲に通知するものとする。

3 乙又は研究代表者は、知的財産権の放棄を行うときは、事前に甲に通知するものとする。

（全体計画書の作成）

第 12 条 甲及び乙は、基本協定締結後、研究調査・連携事業に係る経費を含めた別記様式全体計画書を協議の上、作成する。各年度における計画の詳細は別途定めるものとする。

（事業報告）

第 13 条 乙は、原則として各年度の四半期ごとに、提案事業のうち乙の責任で行う事業の進捗状況を甲の指示する期限までに、甲に対して報告しなければならない。

2 乙は、各年度の提案事業が終了したときは、当該年度内に交付要綱に定める提案事業完了報告書及び収支決算書、その他甲の指示する書類を甲に提出し、その承認を得なければならない。ただし、甲が認めた場合、乙は、乙の会計報告書類等として使用され、かつ、提案事業の決算報告に必要な項目が記載されている書類を、交付要綱様式第 6 号に代えて提出に用いることができることとする。

3 甲は、必要と認めるときは、研究代表者に対して提案事業の実施状況等について報告を求めることができる。

（提案事業の内容変更等）

第 14 条 甲又は乙は、次のいずれかに該当する場合は、相手方と協議の上、提案事業の内容を変更することができる。

（1）前条に定める事業報告の結果、進捗状況等を踏まえて提案事業の内容を変更することが妥当と認められるとき

（2）提案事業の実効性を高めるため、必要があると認めるとき

（天災その他不可抗力による提案事業内容の変更）

第 15 条 本協定締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により提案事業の内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議の上、提案事業の内容を変更することができる。

（甲による協定の解除等）

第 16 条 甲は、乙が次のいずれかに該当する場合は、本協定を解除することができる。なお、乙が交付要綱第 16 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、本協定の解除の有無にかかわらず、本協定に係る負担金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 乙が提案事業に関し、本協定、大学研究者による事業提案制度実施要綱、交付要綱、大学研究者による事業提案制度募集要項その他関係法令の規定に違反するなどの行為（以下「不正行為」という。）を行ったとき
- (2) 乙が甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき
- (3) 乙が正当な理由なく提案事業の内容を履行せず、又はこれに反する行為をしたとき
- (4) 研究代表者等が不正行為を行った事実を甲又は乙が認定したとき
- (5) 乙が、提案事業として以下の行為を行ったとき又は以下の行為に支払金を用いたとき
 - ア 営利目的又は特定の個人若しくは団体のみが利益を受ける行為
 - イ 商品・役務の開発・販売等や大型研究装置等の製作を直接の目的とするもの
 - ウ 国、地方公共団体または独立行政法人から、連携事業構築のために実施する応用研究・実証実験等について、研究を目的とした補助金等を受けるもの
 - エ 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの
 - オ 公序良俗に反するもの
- (6) 乙の責めに期すべき事由により、甲が損害又は損失を被ったとき

（損害賠償責任）

第 17 条 甲及び乙は、本協定に定める義務に違反したことで本協定の相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償としてその相手方に支払わなければならない。

2 甲又は乙は、提案事業を実施するに当たり、甲又は乙の責めに帰すべき事由により、本協定の相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれその損害を賠償する責を負う。

（暴力団等の排除）

第 18 条 乙は、提案事業を実施するに当たり、乙や乙に所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）による不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること。
- (2) 甲に報告すること。
- (3) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

(乙による協定の解除)

第 19 条 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合は、本協定を解除することができる。

- (1) 甲が第 5 条第 1 号に定めるア又はイに正当な理由なく違反したとき
- (2) 甲の責めに期すべき事由により、乙が損害又は損失を被ったとき

(年度協定書)

第 20 条 甲及び乙は、本協定に定めるほかに提案事業の実施に際して必要となる事項について、実施期間の各年度における協定書（以下「年度協定書」という。）を締結する。

2 第 6 条に定める費用の各年度負担、支払方法、第 12 条に定める各年度の事業計画、第 13 条に定める報告の期限、方法等は、交付要綱に定めるもののほか、年度協定書において定めるものとする。

(疑義の決定等)

第 21 条 本協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議の上、定めるものとする。

以上を証するため、本協定を 2 通作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都知事

乙 法人 大学
長